

## 8 兼業の制限(国公法第103条・第104条)

国公法では、第103条と第104条によって兼業が制限されており、承認又は許可を得た場合でなければ、兼業を行うことはできません。

	対象	制限される兼業の例
【国公法第103条】 私企業からの隔離	営利を目的とする私企業(以下営利企業という。)の <u>役員兼業</u> 、 <u>自営兼業</u> を行う場合を制限	株式会社の取締役、監査役 自営業一般(小売、不動産賃貸、太陽光電気販売、農業等)
【国公法第104条】 他の事業又は事務の関与制限 (p.14~p.15参照)	職員が <u>報酬を得て、営利企業の役員等以外の兼業</u> を行う場合を制限	第103条で制限される兼業以外の、あらゆる有報酬兼業(大学講師等)

### (1) 私企業からの隔離(国公法第103条)

職員は、営利を目的とする私企業(以下営利企業という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

#### 内容

- ◆ 国公法第103条は、「役員兼業」と「自営兼業」の2種類を制限しています。
- ◆ この規定に違反して営利企業の地位についての場合、刑事罰が科されることがあります。

#### 【役員兼業】

- ◆ 営利企業の役員(取締役、監査役、理事等)となることは、名義のみであったとしても役員兼業に該当し、禁止されています。報酬の有無も問いません。

#### 【自営兼業】

- ◆ 自営兼業(商業、工業、農業等を営むこと)も、役員兼業と同様に、原則として禁止されています。
- ◆ ただし、役員兼業と異なり、承認基準に該当する場合には、これに基づいて所轄庁の長等の承認を得ることが可能です。承認を得た場合には、自営兼業を行うことができます。

禁止の対象となる「自営」の範囲については、一部の事業(不動産賃貸、太陽

光電気の販売、農業等)で、その基準が定められています。その他の事業は、①営利目的の有無、②継続性・反復性、③規模、④店舗その他の営業設備の有無等を考慮し、個別に判断されます。

◆ 「自営」の範囲に関する基準(概要)

不動産又は 駐車場の賃貸	一定の規模(※)以上の場合 (※)独立家屋・・・5棟以上 / アパート・・・10室以上、 土地・・・10件以上 / 駐車台数・・・10台以上、 賃貸料収入が年額1,000万円以上等
太陽光電気の販売	発電設備の出力が50キロワット以上である場合
農業等	大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断される場合

※ ここに掲げられていない事業については、①営利目的の有無、②継続性・反復性、③規模、④店舗その他の営業設備の有無等を考慮し、個別に判断

◆ 自営に該当する場合の承認基準(概要)

不動産又は駐車場の賃貸 太陽光電気の販売	<p>① 職員の官職と承認に係る兼業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>② 入居者の募集、賃貸料の集金、発電設備の維持管理等といった、事業の管理業務を事業者者に委ねること等(親族による管理も含む)により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>③ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p>
<p>職員の有する知識・技能をいかした事業 社会貢献に資する事業</p> <p>例) ハンドメイド品の販売、 スポーツや芸術の教室 地域振興イベントの主催等</p>	<p>① 職員の官職と承認に係る兼業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>② 週休日にのみ事業を行うこととされていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>③ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p> <p>～事業の外形・計画性担保のための要件～</p> <p>④ 開業届を提出して行うものであること。</p> <p>⑤ 事業計画書等(事業の目的、業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含むもの)を作成して行うものであること。</p>
<p>その他の事業 例) 農業等</p>	<p>① 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>② 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者として いること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>③ <u>当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。</u></p> <p>④ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p>

### 【照会例 7】

- Q. インターネットオークションやフリーマーケットアプリを用いて商品販売を行うことや、動画サイト等でアフィリエイト収入を得ることはできますか。
- A. インターネットオークションやフリーマーケットアプリで、着なくなった服など自分がたまたま所有しているものを出品することや、単純にアフィリエイト収入を得ることだけをもって兼業には該当しません。しかしながら、営利目的や継続性・反復性の有無、規模（主には収入額）等によっては承認が必要な兼業に該当する可能性があります。

### 【照会例 8】

- Q. 転勤等に伴い空き家となる自宅を賃貸する場合にも兼業の申請・承認は必要ですか。
- A. 転勤等に伴い自ら所有する建物を賃貸する場合、当該建物のみなど小規模な賃貸の場合は兼業の申請は不要です。
- ただし、既に他の不動産を賃貸している場合には、自宅とそれらと合計して P.12 の表「自営」の範囲に関する基準（概要）に掲げる一定の規模以上となる場合には、申請・承認が必要な兼業に該当します。

### 【照会例 9】

- Q. 株式の所有や売買は、兼業規制との関係で問題になりますか。
- A. 単に資産運用の一環として株式を所有したり、売買したりすることは兼業規制に抵触するものではありません。（ただし、府省によっては、インサイダー取引の防止等の観点から、内規等で株取引等を制限している場合もあります。また、本省審議官級以上の職員については、国家公務員倫理法に基づく株取引等の報告が必要となります。）
- なお、一定数以上の株式所有については報告が必要となる場合がありますので、併せて注意する必要があります（詳しくは P.15 参照）。

### 【事例 15】

株式会社の設立目的であることを認識の上、5万円の報酬を得て「名義貸し」を行い、同社に登記されたことにより、同社の取締役役に就任した → 減給処分

### 【事例 16】

家族から賃貸不動産を含む全財産を相続し、アパート及び駐車場の賃貸を行っていたにもかかわらず、自営兼業の承認申請を怠っていた → 減給処分

### 【事例 17】

約 1 年半にわたり、継続的に車両の売買を行い、収入を得ていた → 停職処分

## (2) 他の事業又は事務の関与制限(国公法第104条)

職員が報酬を得て、営利企業の役員等以外の兼業を行う場合には、内閣総理大臣及び所轄庁の長の許可を要する。

### 内容

- ◆ 国公法第104条は、国公法第103条が制限する営利企業の役員兼業や自営兼業以外の、あらゆる有報酬兼業を制限しており、これを行う場合は、本条に基づく許可が必要です。
- ◆ 勤務時間外の兼業であっても、報酬を得て行う場合には、許可を受けなければなりません。
- ◆ 職務専念義務、職務の公正な執行及び公務の信用の確保の観点から、支障がないと認められる場合に限り、許可を受けることができます。
- ◆ 第104条の兼業に該当する基準

以下の要件のいずれも満たす場合には、許可が必要です。

- ① 労働の対価としての「報酬を得る」こと
- ② 「定期的又は継続的に従事する」こと

- ◆ 第104条の兼業に該当する場合の許可基準

以下のいずれかに該当する場合には、許可できません。

- ① 兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。
- ② 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。
- ③ 兼業しようとする職員が在職する国の機関と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。
- ④ 兼業する事業の経営上の責任者となるとき。
- ⑤ 兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

### 【事例 18】

任命権者の許可を得ることなく、勤務時間外に、飲食店でアルバイトを行い、報酬を得ていた

→ 減給処分

### 【照会例 10】

Q. 「報酬」には、謝礼や実費弁償として受け取る金品も該当しますか。

A. 第 104 条の「報酬」は、「労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭その他の有価物」を指し、労務等の対価の意味合いを持たない謝礼や実費弁償は該当しません。

### 【照会例 11】

Q. 単発的に講演を依頼され講演料を得た場合や、研究成果等を雑誌等に単発的に発表し報酬を得た場合などは、第 104 条の兼業に該当しますか。

A. 第 104 条における「事業に従事し、若しくは事務を行う」場合とは、「国家公務員としての職務以外の事業又は事務に、継続的又は定期的に従事する場合」を言いますので、上記のような単発的に従事する場合は、第 104 条の兼業に該当しません。

なお、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程との関係では、当該依頼元が利害関係者であるときには、あらかじめ倫理監督官の承認が必要です。また、本省課長補佐級以上の職員については、講演料や原稿料等の報酬が 5,000 円を超える場合、原則として贈与等報告書を提出する必要があります。

【参考】 職務以外の事業等は無報酬又は単発で従事する場合は、第 104 条の許可の対象とはなりません。その内容や態様において第 99 条（信用失墜行為の禁止）や第 101 条（職務に専念する義務）に抵触するものには、当然、従事できません。